

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターチェンジ整備事業  
環境影響評価方法書に係る手続について

| 項目            | 内容  |
|---------------|---|
| 対象要件          | 横浜市環境影響評価条例（以下「条例」）<br>第2条第2号に掲げる第1分類事業<br>条例施行規則別表第1 1 道路の建設   |
| 都市計画特例        | [条例第46条第1項]<br>都市計画決定権者が事業者に代わり手続   |
| 図書の提出         | [条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第2項]<br>提出：令和7年9月11日  |
| 図書の公告等        | [条例第18条第1項]<br>市報公告：令和7年10月3日<br>広報手段：広報よこはま10月号、横浜市ホームページ、X（旧Twitter）  |
| 図書の縦覧・公表      | [条例第18条第1項]<br>縦覧期間：令和7年10月3日～11月17日（46日間）<br>縦覧場所：みどり環境局環境影響評価課、瀬谷区役所 区政推進課<br>町田市役所環境共生課、法務課、南市民センター<br>大和市役所環境・公害対策課<br>公表等：横浜市ホームページで方法書の全文公表<br>横浜市中央、瀬谷図書館で閲覧                               |
| 審査会への諮問       | [条例第18条第2項]<br>諮問：令和7年10月17日  |
| 図書の概要の周知      | [条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条第2項]<br>周知計画書：令和7年9月19日提出<br>方法書対象地域：瀬谷区、大和市、町田市の一部<br>周知方法：「環境影響評価方法書に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ」<br>を方法書対象地域に加えてそれ以外の瀬谷区御本町、旭区上川井町の一部にもポスティング<br>新たなインターチェンジ整備事業のページへの掲載 |
| 説明会の開催        | [条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第19条の2第1項]<br>開催日及び場所：令和7年10月18日（土）瀬谷公会堂<br>令和7年10月22日（水）旭公会堂   |
| 意見書の提出        | [条例第20条第1項]<br>提出期間：令和7年10月3日～11月17日<br>方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、縦覧期間内に、<br>市長に対し、意見書の提出により当該意見を述べることができる。<br>(意見書は、持参、郵送又は電子申請により受付)   |
| 方法市長意見書の作成    | [条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第1項]<br>市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し都市計画決定権者に送付する。  |
| 方法市長意見書の公告・縦覧 | [条例第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第2項]<br>市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧  |

# 横浜市環境影響評価条例における都市計画対象事業の手続の流れ

